

千葉市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、定期監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

平成24年 3月19日

千葉市監査委員	宮 下 公 夫
同	宮 原 清 貴
同	山 浦 衛
同	橋 本 登

23千総総第2487号

平成24年3月15日

千葉市監査委員 宮下 公夫 様
同 宮原 清貴 様
同 山浦 衛 様
同 橋本 登 様

千葉市長 熊谷 俊人

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成23年度監査報告第6号及び平成23年度監査報告第8号により報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別紙のとおり通知します。

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(1) 収入事務</p> <p>エ 農業者健康増進施設使用料の免除手続きを適正に行うべきもの（経済農政局）</p> <p>農業者健康増進施設管理規則第 9 条第 3 項第 3 号によると、市長が特に必要があると認めた場合に使用料を免除するとしている。</p> <p>また、決裁規程別表第 1 によると、減免基準が明確でない歳入の減免に係る専決者は部長とされている。</p> <p>しかしながら、農業者健康増進施設使用料の免除については、特に必要があると認める理由を明示せず、また、減免基準が明確でない歳入であるにもかかわらず、所管課長が決裁を行っていた。</p> <p>農業者健康増進施設使用料の免除手続きについては、規則等に基づき適正に行われたい。</p>	<p>農業者健康増進施設使用料の免除手続きについては、平成 23 年 1 月 2 日に、所属長から職員に対し、減免基準が明確でない歳入の減免に係る専決者は部長であり、その意思決定を受ける際には、特に必要があると認める理由を明示するよう周知徹底した。</p>
<p>(2) 支出事務</p> <p>ア 物品の納品確認を適正に行うべきもの（経済農政局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局）</p> <p>「不適正経理処理の再発防止に向けた取組みについて」（平成 22 年 5 月 28 日付け市長通知）によると、物品が納品された際には、品名及びその数量について納品書との照合を行い、当該納品書に照合者の確認印を押印することとされている。</p> <p>しかしながら、消耗品購入に係る納品書について確認したところ、納品書に照合者の確認印が押印されていないものが見受けられた。</p> <p>物品の納品確認については、通知に基づき適正に行われたい。</p>	<p>物品の納品確認については、平成 23 年 1 月及び 1 2 月に、各所属長より職員に対し、平成 22 年 5 月 28 日付け千葉市長通知「不適正経理処理の再発防止に向けた取組みについて」を口頭指導や再度回覧の実施により、納品書への照合者確認印の押印について周知徹底した。</p>

(3) 契約事務

ウ 契約事務を適正に行うべきもの（選挙管理委員会事務局）

契約規則第22条によると、契約にあたっては、あらかじめ予定価格を定めなければならない、その額は価格の総額とされている。

また、物品会計規則第13条第1項及び第3項によると、物品調達の契約事務は、調達主管課長が行わなければならない、物品管理者は、物品の調達をしようとするときは、執行伺に必要な附属書類を添えて調達主管課長に送付しなければならないとされているが、予定価格が10万円未満の物品については、「物品調達事務の取扱いについて」（昭和52年10月1日付け市長指定）により、所管課で調達できるとされている。

しかしながら、候補者用表示物（腕章他の消耗品）の購入については、各区用にいずれも10万円未満に分割して、同一業者から同日に調達しているが、購入額を合算すると10万円以上になっていることから、予定価格が10万円未満となるよう意図的に発注を分割したものと評価されるものである。

契約事務については、規則に基づき、総額により予定価格を定め、その額が10万円以上であるときは、執行伺等を調達主管課長に送付するなど適正に行われたい。

契約事務については、平成23年12月5日に、所属長より職員に対し、千葉市契約規則に基づき適正に予定価格を定め、その額が10万円以上であるときは、千葉市物品会計規則に基づき執行伺を調達主管課長に送付するよう周知徹底した。

(4) 財産管理事務

イ 消耗品の管理を適正に行うべきもの（経済農政局）

物品会計規則第46条によると、物品取扱員等は出納又は保管する消耗品について消耗品出納簿を備え、分類及び品目ごとにその増減等による数量、現在高その他必要な事項を記録しなければならないとされている。

しかしながら、市内農家へ供給する目的で生産される優良種苗については、消耗品出納簿が作成されていなかった。

消耗品の管理については、規則に基づき適正に行われたい。

優良種苗の管理については、平成23年11月以降、消耗品出納簿を作成し、規則に基づき適正に行っている。